

事業計画書に対する知事意見書

8長地環第5-1号  
令和8年(2026年)4月15日

有限会社吉越商事  
代表取締役 吉越 明人 様

長野県長野地域振興局長

令和7年12月26日付けで提出のあった事業計画書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第44条第1項の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画書

(1) 氏名及び住所	有限会社吉越商事 代表取締役 吉越 明人 長野県飯山市大字瑞穂4180番地6	
(2) 事業計画の概要		
申請の区分(Ⅰ)	産業廃棄物処理施設の変更許可	
① 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県飯山市大字瑞穂字川原田318番1ほか	
② 廃棄物の処理施設の種類	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2に規定するがれき類の破砕施設(移動式兼用)	
③ 処理を行う廃棄物の種類	・破砕する産業廃棄物 がれき類 特別管理産業廃棄物を除く。	
④ 廃棄物の処理施設の処理能力	680 t/日 (85 t/h : 8時間稼働)	
⑤ 変更の概要(変更許可等の場合)	がれき類の破砕施設(移動式兼用)の入替	
	新	旧
	(1) 処理施設の型式・構造 株式会社小松製作所 BR380JG-3  (2) 処理能力 680 t/日 (85 t/h : 8時間稼働)	(1) 処理施設の型式・構造 株式会社小松製作所 BR300J-1  (2) 処理能力 384 t/日 (48 t/h : 8時間稼働)

2 知事意見

対象周辺地域の生活環境の保全に関する事項についての意見	事業計画は適当なものと考えられます。
合意形成の方法に関する事項についての意見	事業計画は適当なものと考えられます。
その他知事が必要と認める事項についての意見	特にありません。